二十一	厚生労働大臣	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の免許に関する事務であつて第二十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第二十三条で定めるもの
二十二	厚生労働大臣	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師の免許に関する事務であつて第二十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第二十四条で定めるもの
二十三	都道府県知事	栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）による栄養士の免許に関する事務であつて第二十五条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第二十五条で定めるもの
二十四	厚生労働大臣	栄養士法による管理栄養士の免許に関する事務であつて第二十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第二十六条で定めるもの
二十五	市町村長	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による予防接種の実施に関する事務であつて第二十七条で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて第二十七条で定めるもの
			都道府県知事	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて第二十七条で定めるもの
			厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種の実施に関する情報であつて第二十七条で定めるもの
二十六	都道府県知事	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であつて第二十八条で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であつて第二十八条で定めるもの
			厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であつて第二十八条で定めるもの
二十七	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項のものに限る。）の支給に関する事務であつて第二十九条で定めるもの	都道府県知事又は市町村長	医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者
			内閣総理大臣	医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であつて第二十九条で定めるもの
				公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第二十九条で定めるもの

二十八	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて第三十条で定めるもの	都道府県知事等	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて第三十条で定めるもの
			市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第三十条で定めるもの
			内閣総理大臣	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第三十条で定めるもの
二十九	市町村長	予防接種法による給付（同法第十五条第一項のものに限る。）の支給に関する事務であつて第三十一条で定めるもの	内閣総理大臣	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者について支給される手当を支給することとされている者
				特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報であつて第三十一条で定めるもの
三十	厚生労働大臣	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）による医師の免許に関する事務であつて第三十二条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十二条で定めるもの
三十一	厚生労働大臣	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）による歯科医師の免許に関する事務であつて第三十三条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十三条で定めるもの
三十二	厚生労働大臣	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による保健師、助産師又は看護師の免許に関する事務であつて第三十四条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十四条で定めるもの
三十三	都道府県知事	保健師助産師看護師法による准看護師の免許に関する事務であつて第三十五条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十五条で定めるもの
三十四	厚生労働大臣	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による歯科衛生士の免許に関する事務であつて第三十六条で定めるもの	法務大臣	戸籍関係情報であつて第三十六条で定めるもの